

府政防第200号
消防災第15号
令和8年2月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定等について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和7年度消防防災・震災対策現況調査の実施について（依頼）」（令和7年4月30日付け消防情第162号）内の市区町村調査項目第35表「指定緊急避難場所の指定状況」に基づく調査結果を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、下記の事項について御留意の上、貴管内の市町村防災担当主管部局に周知いただくとともに、指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定等について、必要な支援をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 指定緊急避難場所の指定の促進について

居住者等の安全の確保の観点から、各地域の実情に応じて、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定する必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（以下「政令」という。）第20条の3で定める基準（別紙2参照）に適合する施設又は場所をすみやかに指定すること。

なお、政令で定める基準については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（令和8年1月内閣府）を参考とされたい。

2 指定緊急避難場所の適切な指定について

指定緊急避難場所については、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第49条の8に基づき、指定避難所と兼ねて指定することも可能であるが、それぞれ指定基準が異なること等に十分留意の上、適切に指定すること。

既に指定を行った指定緊急避難場所について、津波浸水想定区域の見直しなどにより指定緊急避難場所が政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、災対法第49条の6第1項に基づき、市町村長は当該指定を取り消すものとされていることから、災対法の趣旨を踏まえ、適切に対処すること。

また、指定緊急避難場所を政令で定める基準に適合させるために施設改修などを行う場合については、関係省庁の補助制度等を活用することも可能であるため、別紙3を参考とされたい。

なお、近隣の公共施設だけでは十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合は、民間施設の指定についても検討されたい。また、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、近隣市町村への指定についても検討されたい。

3 指定緊急避難場所の機能面等の充実及び迅速かつ的確な避難指示発令等について

令和7年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に際しては、避難時や避難先での熱中症や、暑さをしのぐために一度避難した場所から別の場所に避難するなど、避難のあり方についての課題が見受けられた。また、避難指示の発令やシステム入力の遅れ、避難指示の発令基準や避難対象地域を設定していない団体などがあったことから、指定緊急避難場所の機能面等の充実及び迅速かつ的確な避難指示発令等を図るため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「市町村における津波避難計画策定指針」が改定され、「『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『市町村における津波避難計画策定指針』の改定について」（令和8年1月16日付け府政防第37号、消防災第4号、別紙4）が通知されていることから、参考にされたい。

【参考資料】

- (別紙1) 指定緊急避難場所の指定状況（令和7年4月1日現在）
- (別紙2) 関連法令（災害対策基本法等）抜粋
- (別紙3) 活用可能な補助制度等の例（令和7年4月現在）
- (別紙4) 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「市町村における津波避難計画策定指針」の改定について

<本件連絡先>

【指定緊急避難場所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
中路、堀尾（TEL: 03-5797-7693）

【指定緊急避難場所に関する調査】

消防庁国民保護・防災部防災課
鵜飼、田崎、田道（TEL: 03-5253-7525）

指定緊急避難場所の指定状況（令和7年4月1日現在）

都道府県	指定箇所数	対象とする異常な現象の種類ごとの指定箇所数							
		洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
北海道	7,254	4,584	4,593	1,600	5,017	2,849	3,767	2,552	912
青森県	2,396	1,604	1,834	772	2,105	1,019	1,090	1,178	941
岩手県	3,169	1,505	1,563	432	1,761	723	1,202	1,126	228
宮城県	2,445	1,654	1,825	665	1,946	841	1,230	965	118
秋田県	2,093	1,346	1,593	533	1,648	530	1,268	829	515
山形県	2,725	1,122	1,321	68	2,270	412	894	429	295
福島県	2,509	1,907	2,057	267	2,261	317	2,135	1,806	857
茨城県	1,950	1,518	1,581	256	1,780	357	1,340	1,088	8
栃木県	1,204	893	880	0	984	0	764	493	167
群馬県	1,746	1,257	1,123	0	1,445	0	819	530	429
埼玉県	2,864	1,862	1,285	58	2,615	58	1,057	857	278
千葉県	2,845	2,228	2,227	1,439	2,601	1,728	1,239	1,368	327
東京都	2,309	1,365	974	376	1,895	123	875	1,106	201
神奈川県	7,165	2,572	2,376	724	2,817	258	541	327	279
新潟県	2,913	1,897	1,462	62	2,326	678	503	860	33
富山県	1,696	1,002	733	200	1,213	373	580	172	0
石川県	1,535	815	1,048	511	1,107	1,218	391	284	129
福井県	1,277	514	739	157	994	294	317	152	118
山梨県	1,093	677	782	28	942	28	588	276	365
長野県	4,160	3,017	3,077	0	3,526	0	1,801	665	1,070
岐阜県	3,202	2,258	2,248	13	2,986	13	2,223	1,650	218
静岡県	2,841	1,414	1,289	200	2,129	1,021	886	563	337
愛知県	5,913	3,053	2,151	1,693	3,607	2,286	1,152	2,328	45
三重県	3,822	2,112	2,371	1,308	2,730	2,144	1,310	655	30
滋賀県	975	853	774	0	928	0	99	654	0
京都府	1,791	1,303	1,016	6	1,305	131	709	1,065	0
大阪府	5,549	3,046	954	465	3,337	2,610	1,009	676	0
兵庫県	3,627	2,752	2,467	984	2,735	1,411	1,254	987	73
奈良県	1,233	1,029	950	0	1,061	0	877	550	27
和歌山県	2,548	1,237	1,072	245	1,288	1,647	613	798	117
鳥取県	1,389	819	832	224	1,150	789	497	325	149
島根県	1,338	917	1,016	167	1,174	708	578	389	143
岡山県	2,614	1,846	2,079	291	2,251	467	239	588	0
広島県	3,052	2,363	2,007	1,650	1,768	1,035	376	208	0
山口県	1,706	1,276	1,157	1,162	1,422	1,341	612	496	27
徳島県	2,073	737	639	334	837	1,312	318	393	0
香川県	896	710	739	539	817	617	577	642	0
愛媛県	1,930	937	1,147	975	1,478	1,387	541	274	0
高知県	2,957	1,135	992	283	2,267	1,739	405	475	0
福岡県	3,431	2,481	2,566	1,714	3,065	1,920	1,506	1,851	161
佐賀県	478	412	357	253	439	223	154	304	25
長崎県	1,834	1,358	1,226	1,224	1,540	1,392	968	537	233
熊本県	1,993	1,312	1,399	637	1,439	661	771	660	624
大分県	2,015	1,234	1,254	679	984	937	532	763	318
宮崎県	2,775	909	529	83	1,041	1,090	473	412	151
鹿児島県	2,534	1,500	1,295	976	1,972	1,015	682	935	650
沖縄県	1,377	792	882	617	1,101	987	553	276	60
合計	121,241	73,134	68,481	24,870	88,104	40,689	42,315	36,517	10,658

(注) それぞれの区分ごとに重複あり。

災害対策基本法 抄

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

災害対策基本法施行令 抄

(指定緊急避難場所の基準)

第二十条の三 法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 次条に規定する種類の異常な現象(地震を除く。)が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域(第二十条の五において「安全区域」という。)内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの(以下この口において「洪水等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(以下この口及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。)が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

(政令で定める異常な現象の種類)

第二十条の四 法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

一 洪水

二 崖崩れ、土石流及び地滑り

三 高潮

四 地震

五 津波

六 大規模な火事

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

災害対策基本法施行規則 抄

(令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準)

第一条の三 令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者(第一条の八第二号において「居住者等」という。)の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(安全区域(令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。)外にある同号口に規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路)について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。

(令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の四 令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること(当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。)とする。

(令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の五 令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

(令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類)

第一条の六 令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火碎流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

活用可能な補助制度等の例（令和7年4月現在）

指定緊急避難場所を確保するに当たって、必要となる施設や避難地、避難路・避難経路等を整備・保全する場合に一定の条件の下で活用可能な補助制度等を下記に示している。

なお、補助制度等の詳細については各所管省が公表している要綱・要領等を参照されたい。

（1）総務省・消防庁による財政措置（地方債等）

●防災対策事業

○概要

地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するために行う事業。

ア 防災基盤整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の浸水想定等区域内からの移転事業及び消防広域化関連事業を対象とする。

イ 公共施設等耐震化事業

公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化事業を対象とする。

○関連する施設等整備の例

- ・公共施設及び公用施設の耐震化
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の防災機能の強化
- ・津波避難施設の整備
- ・公共施設及び公用施設の浸水想定等区域内からの移転
- ・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

○担当部局

総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5629

●緊急防災・減災事業

○概要

緊急防災・減災事業は、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等。

（事業年度：令和7年度まで）

○関連する施設等整備の例

- ・公共施設及び公用施設の耐震化
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の防災機能の強化
- ・津波避難施設の整備
- ・公共施設及び公用施設の浸水想定等区域内からの移転

- ・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

○担当部局

総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5629

●消防防災施設整備費補助金

○概要

地方公共団体の消防防災施設の整備を促進する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎等）の整備

○担当部局

消防庁消防・救急課 TEL：03-5253-7522

(2)文部科学省による補助事業(交付金事業)

●学校施設環境改善交付金

○概要

公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設の整備に要する経費の一部を国庫補助することにより、学校教育の円滑な実施を担保する。

○関連する施設等整備の例

- ・災害時における児童生徒の安全を確保するため、また地域住民の避難所として必要な機能を発揮するための学校施設の耐震化、防災機能の強化、津波浸水想定区域内からの移転、活動火山対策等の整備

○担当部局

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2466

(3)農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業(各種交付金事業等)

●農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））

○概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要な農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・農山漁村集落の防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設等の整備

○担当部局

農林水産省農山村振興局地域整備課活性化支援班 TEL：03-3501-0814

●農村地域防災減災事業

○概要

農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施し、災害に強い農村づくりを推進する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・農村防災施設（避難路、避難施設等）の整備

○担当部局

農林水産省農村振興局整備部防災課防災班 TEL：03-6744-2210

●農山漁村地域整備交付金

○概要

農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要であり、都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・津波避難施設の整備
- ・農村防災施設（避難路、避難施設等）の整備
- ・山地災害の予防のために行う治山施設の整備

○担当部局

農林水産省農村振興局整備部地域整備課 TEL：03-6744-2200

●治山事業

○概要

豪雨、地震、火山噴火、地すべり等による山地災害を防止・軽減し、地域の安全性の向上を図るために治山施設等の整備を実施する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・人家等の保全すべき対象の周辺にあり、山崩れや地すべり等により荒廃した森林の再生や、これら災害の予防のために行う治山施設の整備

○担当部局

林野庁治山課 TEL：03-6744-2308

●漁港施設機能強化事業（水産基盤整備事業）

○概要

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設等の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設等について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業。

○関連する施設等整備の例

- ・安全確保がなされていない施設への機能強化及び避難に資する人工地盤等の整備（機能強化

工事)

○担当部局

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課 事業班 TEL : 03-3502-8491

●漁村整備事業(水産基盤整備事業)

○概要

我が国水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラ（漁業集落環境施設、漁港環境整備施設等）の強勒化等を推進する事業。

○関連する施設等整備の例

地域防災計画等に設定されている避難地等

○担当部局

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課 環境整備班 TEL : 03-6744-2387

●浜の活力再生・成長促進交付金（漁港漁村環境整備目標）

○概要

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

・津波避難施設等の整備

○担当部局

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課 環境整備班 TEL : 03-6744-2387

(4)国土交通省による補助事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)

●砂防事業(通常砂防事業、火山砂防事業)

○概要

流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火碎流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所等の保護
- ・市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護

○担当部局

国土交通省砂防部砂防計画課 TEL : 03-5253-8467

●地すべり対策事業

○概要

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し、又

は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべりを防止するために実施する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及びう回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事
- ・官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事
- ・市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある場合の地すべり防止工事

○担当部局

国土交通省砂防部砂防計画課 TEL：03-5253-8467

●急傾斜地崩壊対策事業

○概要

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民政の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・急傾斜地の高さが 10m 以上かつ移転適地が無い場合で、人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある場合の急傾斜地崩壊防止工事
- ・急傾斜地の高さが 10m 以上かつ移転適地がない場合で、市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがある場合の急傾斜地崩壊防止工事

○担当部局

国土交通省砂防部砂防計画課 TEL：03-5253-8467

●都市公園等事業

○概要

災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置付けられた都市公園等の整備を行う事業。

○関連する施設等整備の例

- ・地域防災拠点の機能を有する都市公園の整備
- ・広域避難地の機能を有する都市公園の整備
- ・一時避難地の機能を有する都市公園の整備

○担当部局

国土交通省都市局公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8419

●都市公園安全・安心対策事業

○概要

都市公園の再整備や公園施設（園路広場、遊戯施設など）の更新、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・都市公園の豪雨対策
- ・都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修

○担当部局

国土交通省都市局公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8419

●都市防災総合推進事業

○概要

市街地の災害危険度判定に関する調査、住民等のまちづくり活動への支援、避難・消防活動等を円滑にするための地区公共施設（道路、公園等）や津波避難タワー等の地区緊急避難施設の整備、避難地・避難路・延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化等を行う事業。

○関連する施設等整備の例

- ・地区公共施設（道路、公園、緑地、広場その他の施設）の整備
- ・指定緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備

○担当部局

国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8400

●宅地耐震化推進事業

○概要

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測調査、宅地の大地震時等における液状化による変動予測調査（液状化ハザードマップの作成を含む）、大規模盛土造成地の滑動崩落の防止、公共施設と宅地との一体的な液状化対策等を推進する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・地域防災計画に記載されている避難地又は避難路等への被害が発生する恐れのある造成宅地等の滑動崩落防止や液状化対策

○担当部局

国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401

●津波防災拠点整備事業

○概要

地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた

拠点市街地の整備を支援する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・津波防災拠点のための公共施設等（道路、公園、緑地、広場、津波防災拠点施設等）整備

○担当部局

国土交通省都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8413

●優良建築物等整備事業（既存ストック再生型優良建築物等整備事業）

○概要

老朽マンション等において、耐震やアスベスト対策に加え、バリアフリー化や省エネ化等の改修を行うことにより、現在の居住ニーズに合ったストックへの総合的な再生を支援するもの。

○関連する施設等整備の例

- ・既存建築物ストックを地震に対して安全な構造とするための改修
- ・既存建築物ストックに、地震時等における防災機能を整備するための改修

○担当部局

国土交通省住宅局市街地建築課 TEL：03-5253-8515

●住宅市街地総合整備事業

○概要

密集市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。

○関連する施設等整備の例

- ・密集住宅市街地における地区公共施設（道路、公園、緑地、広場等）の整備

○担当部局

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

●住宅・建築物耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

○概要

住宅・建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等について支援を行う事業。

○関連する施設等整備の例

- ・災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等）の耐震改修、建替え又は除却

○担当部局

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

●住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靭化緊急促進事業、一時避難場所整備緊急促進事業）

○概要

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する事業。

○関連する施設等整備の例

- ・耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等
- ・地方公共団体と大規模災害時における帰宅困難者又は水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル等の避難者の受け入れのため付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機等の整備

○担当部局

（帰宅困難者の一時受入施設に関する支援について）

国土交通省住宅局市街地建築課 TEL：03-5253-8515

（耐震改修に関する支援、水害時の一時受入施設に関する支援について）

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

●都市再生整備計画事業

○概要

- ・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。
- ・災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業

○関連する施設等整備の例

- ・公共公益施設として整備される施設（道路、公園、緑地、広場、地域交流センター等）

○担当部局

国土交通省都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8413

●都市構造再編集中支援事業

○概要

- ・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

○関連する施設等整備の例

- ・公共公益施設として整備される施設（道路、公園、緑地、広場、地域交流センター等）

○担当部局

国土交通省都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8413

●津波・高潮危機管理対策緊急事業

○概要

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

○関連する施設等整備の例

- ・避難対策としての管理用通路の整備
- ・避難用通路の設置（堤防スロープ等）

○担当部局

国土交通省水管理国土保全局砂防部保全課海岸室 TEL：03-5253-8472

国土交通省港湾局海岸・防災課 TEL：03-5253-8688

別紙4

府政防第37号
消防災第4号
令和8年1月16日

各都道府県消防防災主管部長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び
「市町村における津波避難計画策定指針」の改定について

平素より防災行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に際しては、炎天下の中、長時間にわたって津波警報が発表され、避難時や避難先での熱中症や、暑さをしのぐために一度避難した場所から別の場所に避難するなど、避難のあり方についての課題が見受けられたことから、大規模地震防災対策推進検討会（令和7年12月報告）（別紙1）の指摘を踏まえ、指定緊急避難場所の機能面等についての充実を図ることとしました。

また、津波警報や津波注意報が発表された市町村を対象として、避難指示発令等に関する調査を実施したところ、避難指示の発令やシステムへの入力が遅れた団体や、避難指示の発令基準や避難対象地域を設定していない団体などがあったことが明らかになりました（別紙2）。

については、指定緊急避難場所の機能面等の充実や、迅速かつ的確な避難指示発令等を図るため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（以下、「手引き」という。）（別紙3）」及び「市町村における津波避難計画策定指針（以下、「指針」という。）（別紙4）」を改定しました。

津波による被害が想定される都道府県におかれても、下記の事項について関係市町村に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 平時からの取組

（1）避難指示の発令対象地域の設定

指針においては、発令基準における発令対象区域について、津波警報等で発表される津波高に応じて発令対象とする区域が異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要があるとされている。この趣旨を十分に踏まえ、避難指示の発令対象区域を適切に設定すること。

＜参考＞指針 p22-23

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

- (1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- (2) 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- (3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

(2) 避難の方法

防災基本計画においては、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とすること、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとすることとされている。

今般のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波の際にも、車避難により渋滞が生じた市町村があったことを踏まえ、やむを得ず自動車避難を行う場合に備え、地域による自動車利用の選定や、駐車スペースの拡充など、住民等の円滑な避難の確保に努めておくこと。

また、大津波警報や津波警報発表中においては、避難した場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきではあるが、健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

＜参考＞手引き p34（指針 p33-34 に同様の記載あり）

徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めるものとする。

＜参考＞手引き p34、指針 p34

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

(3) 指定緊急避難場所の滞在環境

指定緊急避難場所は、高台にある公園や広場といったオープンスペースや駐車場、グラウンド等の発災後に一定期間滞在する場としては必ずしも適切でない場合がある。しかし、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康被害が生じる恐れがあるため、熱中症対策及び防寒対策を推進や自助の啓発等、適切に対応すること。

＜参考＞手引き p28、指針 p30

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間是有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

2 発災時の対応

(1) 避難指示の発令

指針においては、津波警報等が発表された場合には、基本的には避難指示のみを発令することとしている。この趣旨を十分に踏まえ、各市町村であらかじめ定めた発令基準に基づき、危険な区域に対して避難指示を発令する等、適切に対応すること。

＜参考＞指針 p49

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

(2) 防災情報システムへの入力

また、避難指示の発令状況については、防災情報システムに入力された情報をもとに、国・地方自治体・メディアは全体像を把握するとともに情報発信を行っているため、避難指示の発令後は速やかに防災情報システムに「対象地域・対象世帯・対象人数」を入力すること。

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

中路、堀尾 (TEL: 03-5797-7693)

消防庁国民保護・防災部防災課

木村(聖)、小坂、田崎、木村(将) (TEL: 03-5253-7525)